

# 碧南市教育大綱

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

平成27年11月

碧 南 市

## 目 次

はじめに	1
1 大綱策定の趣旨	1
2 大綱の策定にあたっての考え方	1
3 大綱の期間	1
目標	2
基本的方向	2
1 人を育み活かすまちづくり	2
2 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり	3
主要施策の方向	4
第1節 人を育み活かすまちづくり	4
1 信頼と安心のある幼児教育の推進	4
2 生きる力を育む義務教育の充実	6
3 生涯を通じて学び続ける学習環境の充実	8
4 多くの市民が参加するスポーツの振興	9
5 青少年の健全育成環境の充実	10
第2節 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり	11
1 芸術文化の振興	11
2 文化財の保護と活用	13
3 活用される学術資源の充実	14

## はじめに

### 1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と地方公共団体の長（本市では市長）との連携強化が図られました。

改正後の法律第1条の3第1項では、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、教育行政における市民の意向をより一層反映させる観点から、市長が策定しますが、教育委員会と密接な連携のもと推進する必要があるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議して策定するものとされました。

### 2 大綱の策定にあたっての考え方

本市における教育に関する目標や施策の根本となる方針については、第5次碧南市総合計画（総合計画）（計画期間：平成22年度～平成32年度）に掲げています。

したがって、総合計画の基本構想の「施策の大綱」及び基本計画の「主要施策の方向」の教育文化分野を本市の教育大綱と位置付けます。

ただし、総合計画を策定して5年が経過しているため、この間の子ども・子育て支援新制度やいじめ防止対策推進法の施行、スポーツ推進計画の策定などを踏まえて、主要施策の方向について必要な見直しを行いました。

### 3 大綱の期間

平成28年度～平成32年度

総合計画の目標年度である平成32年度までの5年間を大綱の期間とします。

ただし、本市の教育を取り巻く状況に応じて、期間の途中においても見直しを行います。

## 目標

人を育み活かす創造のまちづくり

## 基本的方向

### 1 人を育み活かすまちづくり

子どもは本市のかけがえのない財産です。子どもを健全に育むには家庭、地域、学校の役割が大きく、ともに協力・連携することが求められています。

愛情豊かに自立心を育て、心身の調和のとれた成長を促すための家庭での取組を支援します。また、地域の中でともに子どもたちを育てるという考えのもと、青少年健全育成活動などの充実に努めます。

学校では、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、豊かな人間性と健康な体の育成が図れるような教育を推進します。

さらに、地域の特色を活かし、それぞれの年代に応じた生涯学習環境の提供やスポーツの推進、次世代を育む人材の確保に努めます。特に、青年活動を推進することはまちに活気を生み出す原動力ともなります。社会教育リーダーや結成 30 周年を数える HEXPO STAFF※1 など、本市には独自の組織が活動を展開しており、今後も青年活動や青少年団体・グループへの支援やリーダーの育成に努めます。

また、教育やスポーツの活動や発表の場となる施設については、今後も適切な運営・整備を行います。

※1 HEXPO STAFF（ヘキスポスタッフ） 青年が自らの手で創造し行動を起こし、活力のある青年活動が展開されることを狙いとして昭和 60 年度に設立された青年団体。18 歳から 22 歳が対象。

## 2 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり

本市では、神社・仏閣など伝統的な建物、山車やチャラボコなど文化財の保存・育成に努め、また、俳句によるまちづくりなどの取組を進めるなど、固有の地域文化の形成を推進してきました。

また、芸術文化ホール、哲学たいけん村無我苑、藤井達吉現代美術館を始めとして、全国的にも誇れる芸術文化などの財産・施設があり、これらを連携・見直しをすることにより、より多くの効果と付加価値を生み出すことに努めます。

これまで育んできた本市特有の文化を保護・育成・進展し、さらに市内各地の特色のある伝統・風習などを伝承していくために、後継者の育成・支援に努めます。

芸術・文化の振興には、技術や技能を指導・普及する指導者が必要となることから、その発掘と育成に努めます。また、それぞれの分野が発展していくためには、ボランティアの力が大きな役割を果たすことから、市民の余暇の有効活用や生きがいの創出も含めてボランティアの育成に努めます。

## 主要施策の方向

### 第1節 人を育み活かすまちづくり

#### 1 信頼と安心のある幼児教育の推進

##### ①幼児教育・保育内容の充実

幼稚園教育要領を踏まえた教育課程の編成を行い、教育環境や保育内容の改善・充実に努めます。また、地域資源や人材を活用し、地域の社会・文化・自然などに触れる碧南らしい幼児教育を推進します。

相互訪問などの交流活動や公開保育の推進により、幼・保・小の連携を強化し、就学前教育のカリキュラム充実に努めます。

##### ②子育て支援機能の充実

市民に安心され、信頼されるために、幼児教育や子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、家庭での教育力の向上のため子育て講座や子育て相談の充実に努めます。

幼稚園ではすべての園で預かり保育を実施しており、子どもの見守りと未就園児の親子に対する遊びの場を提供しながら、教育活動を通じて子育て中の親子の交流や質の高い幼児期の総合的な教育支援を実施するなど、子どもを育てる環境の整備に努めます。また、異年齢、異世代とのふれあい交流活動などを通じて、幼児の成長を促す機会の確保に努めます。

##### ③幼児教育体制の整備

保護者のニーズに応じた教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。平成27年4月より施行した「碧南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、幼児教育の資質向上に努めます。

幼児の安全を確保するために、施設・設備などを計画的に整備するとともに、幼児期の

発達・行動特性に合わせた充実した幼児教育環境の形成に努めます。

園内・園外研修を充実し、教諭の資質向上を図ります。また、多様なニーズ（特別支援・子育て支援）に対応するために、常に指導方法の工夫・改善に努めます。

## 2 生きる力を育む義務教育の充実

### ①教育内容や環境の充実

生徒指導を充実するための教職員の加配を行い、こころの教育を推進します。また、少人数指導のための教職員の加配により、個を伸ばす教育環境の充実を図るとともに、スクールアシスタントの拡充により発達障害のある児童生徒に対する支援を行います。

キャリア教育※1、職場体験学習を継続的に行い、児童生徒の社会性の育成を図ります。また、経済的な支援、日本語教育を必要とする児童生徒などに対しては、必要な支援が図れるように努めます。

こころを育て、学びを支える魅力的な学校図書館づくりを行うために、図書館司書の配置や蔵書の充実に努めます。

新しい教育分野や教職経験に応じた研修を充実し、教員の資質向上に努めます。また、教育相談室を整備し、適応指導教室（フリースクールへきなん）の併設及び教員の研修のための総合教育センターの設置を検討します。

### ②家庭・地域・学校の連携強化

スクールカウンセラー及び心の教室相談員による教育相談を充実し、保護者への支援を強化します。また、地域に信頼される学校教育の実現に向け、社会の変化に伴う教育課題の解決を図ります。

地域の伝統を生かした教育活動を推進することで、特色ある学校づくりや地域との交流を促進し、家庭・地域・学校が共同体となるように働きかけます。また、学校評価に関する取組を充実し、開かれた学校づくりを推進します。

### ③いじめ防止に向けた取り組み

「碧南市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開します。また、いじめの防止等のための対策を推進するため、関係機関等の連携



強化やいじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織を整備します。そして、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくり、まちづくりに努めます。

#### ④こどもの健康づくりの推進

地域との協力・連携による食育への取組や体力づくりの強化により、児童生徒の健康教育を推進します。

地産地消を推進し、安心して食べることができる給食の提供に努め、効率的な学校給食提供体制を確立します。また、災害時にも安定した給食の提供ができる体制づくりに努めます。

#### ⑤学校施設の整備・充実

児童生徒の安全・良好な教育環境の確保に向け、学校施設の老朽化対策を推進します。また、学校内のICT環境の充実に努めます。

市民図書館との連携による魅力ある学校図書館整備など、市内の教育関連施設との連携を強化し、学校施設の有効活用に努めます。

※1 キャリア教育 自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育

### 3 生涯を通じて学び続ける学習環境の充実

#### ①生涯学習推進体制の強化

地域における生涯学習の担い手として、生涯学習をコーディネートする人材の発掘、育成に努めます。また、学習成果を活用し、地域に活かす仕組みづくりに努めます。

生涯学習支援ネットワークの整備・構築を行うことにより、生涯学習関連情報の収集・発信を一元化し、効果的な情報発信を行います。

#### ②学習機会の拡充

文化教室・高齢者教室・生涯学習大学講座などの内容の充実に努めるとともに、学校との連携を強化し、公開講座の実施など、学社融合による生涯学習機会の提供に努めます。また、公民館においては、今後も市民ニーズに対応し、各地域の特色を生かした事業を展開します。

文化祭、公民館まつりなど、学習成果を発表する場の充実に努めるとともに、社会教育関係団体を始めとする各団体への助言・支援を行います。

#### ③生涯学習施設の整備

老朽化した施設の計画的改修に努め、市民が安心して利用できる施設の環境整備に努めます。また、各公民館については、人々がつながり、住みよい地域づくりに貢献する拠点施設としての機能充実に努めます。

## 4 多くの市民が参加するスポーツの振興

### ① スポーツ推進体制の強化

平成27年3月に策定した「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツがより身近になるよう、提供体制や参加・協力体制の整備を推進します。

スポーツ交流や競技スポーツへの支援に努めるとともに、指導者の育成に向けた指導者講習会などの充実及び表彰制度の拡充を図ります。また、体育協会を始めとする団体の支援に努め、スポーツの裾野拡大を図ります。

### ② スポーツ機会の拡充

総合型地域スポーツクラブの周知に努め、地域との連携を強化しながらクラブの育成を図ります。

初心者や運動習慣のない人でも参加しやすい初心者運動教室やウォーキング事業などを開催し、気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を努めます。また、レクリエーションやニュースポーツの普及に努めます。

日常的な健康づくりやスポーツ、レクリエーション活動のための身近な設備の充実を努めます。

### ③ スポーツ施設の整備と利活用

公共スポーツ施設や学校体育施設を市民が公平かつ優先的に利用できるように、既存の公共施設予約システムを有効に活用します。また、企業や事業者と連携し、企業施設や商業施設の活用を促進します。

老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、市民から要望の多いウォーキングやジョギングコースの整備について、手軽に安全にウォーキングができるよう既存施設の有効活用も視野に入れながら検討を進めます。また、海・川・湖などの地域資源を活用したスポーツ環境の整備にも努めます。

## 5 青少年の健全育成環境の充実

### ①健全な社会環境づくりの推進

喫煙や薬物乱用、非行の防止、モラル向上などの啓発活動を行うとともに、声かけ運動やパトロール活動を推進し、支えあう隣人関係の再構築を図ります。また、家庭や地域の教育力向上を図るため、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭や地域と連携した子育てを推進します。

公民館を拠点にした親子ふれあい活動を充実し、情報交換や人材交流が図れる地域コミュニティの構築に努めます。

携帯電話やスマートフォン等を介して、いじめや犯罪の被害者や加害者にならないよう、正しい使い方と使う人のこころの育成に努めます。

### ②青少年育成環境の充実

青少年健全育成活動の情報交換や共有化を行い、各活動の実施時期に合わせた啓発に努めます。

青少年育成団体などへの指導とその育成に努めるとともに、連携を強化し、青少年が楽しみながら自主的に学ぶ機会の提供に努めます。また、環境美化活動などの地域活動への青少年の参加を促進し、各種体験活動の機会の充実に努めます。

### ③青少年リーダーの育成

年少リーダーからジュニアリーダーズクラブ、さらには社会教育リーダーへとステップアップする環境の整備と、新たな人材の確保に努めます。

また、HEXPO STAFF の育成に向け、新たな人材の確保や独自イベントへの支援、行政イベントなどへの参加促進に努めます。

さらに、社会教育リーダーやHEXPO STAFF と、他市青年団体などとの交流を促進し、活動の活性化を支援します。

## 第2節 地域文化を守りみんなが誇れるまちづくり

### 1 芸術文化の振興

#### ①芸術文化振興体制の強化

市内外の施設間の連携を強化し、事業や運営方法などの情報交換に努めます。また、施設の運営方法や利活用のあり方を見直し、利用しやすい施設運営に努めます。

小中学校などの教育機関、各種活動団体との連携を強化し、芸術文化への市民の興味を高め、利用者の拡大を図ります。

#### ②自主運営事業の充実

市民に豊かな芸術文化を提供するために、市内外の関係機関や専門家、市民団体と連携し、質の高い自主事業の開催に努めます。また、アウトリーチ※1活動を通じ、芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

伊藤証信※2や藤井達吉といった、施設に縁のある人物の調査・研究と、それらを理解するうえで役立つ資料や作品の収集・保存に努め、教育面も含め、施設の存在価値を高めるような事業を展開します。

#### ③芸術文化団体活動と教育普及の充実

文化協会や社会教育関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の機会を充実させ、活動の活性化を図ります。また、団体発展のため、指導者などの人材育成を図り、優れた芸術文化活動の定着に努めます。

小中学校などとの連携を図るとともに、市民向けの講演会やワークショップを通じて、広く芸術文化教育の普及に努めます。

#### ④広報・情報発信の強化と施設等の整備

市内外からの入場者数を増やし、知名度の向上を図るため、これまでの広報活動に加え、施設間の連携やマスメディアなどを活用した積極的な情報発信に努めます。

施設の計画的な改修により、市民が満足して利用できる施設整備に努めます。

- ※1 アウトリーチ 「手を差し伸べる」こと。芸術文化活動の場合、芸術文化にふれる機会や関心がない人に対して興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかける活動のこと。
- ※2 伊藤証信 1876～1963 宗教思想家。大正14年（1925年）青年たちの招きにより西端に移り住み「無我苑」を開設、独自の思想を広く全国に発信した。没後、市では遺族から土地と建物の寄附を受け、「心の健康と精神文化を醸成する知的空間を整備」することを基本テーマとして哲学たいけん村無我苑を整備した。

## 2 文化財の保護と活用

### ①文化財の調査と保護

市民の協力を得ながら、貴重な文化財の調査研究を進め、積極的に指定を行います。また、有形文化財だけではなく工芸技術などの無形文化財や、囃子・三番叟・チャラボコといった民俗文化財の伝承、保存に努めます。

### ②市史史料・民俗資料の整理と活用

貴重な史料の散逸を防ぐため、市史史料・民俗資料を収集しその整理と活用に努めます。また、碧南ゆかりの偉人についても調査研究し、顕彰に努めます。

蓄積された市史史料・民俗資料の積極的な活用に向け、保管施設の整備に努めます。

### ③啓発事業の推進

市民に対する積極的な周知やPRによる保護意識の高揚に努めるとともに、子どもたちに文化財を伝えるための体験機会の創出に努めます。

### 3 活用される学術資源の充実

#### ①利用者に応じたサービスの提供

「碧南市子ども読書活動推進計画」及び「碧南市の図書館サービス計画」を推進し、資料を充実させるなど、あらゆる人が利用しやすい図書館づくりに努め、生涯にわたる読書活動の支援を行います。

“碧南の図書館友の会”を始めとするボランティア団体との交流や連携を強化し、市民との協調を図り、市民とともに歩む図書館づくりを推進します。

#### ②図書館機能の充実

「知る権利を保障する」施設として、利用者の求める情報を的確に提供できる環境の整備や電子媒体も含めた情報源の収集を進めます。

地域の文化を大切にする図書館として、市政情報コーナーの充実を図り、郷土資料の収集に努めるとともに、碧南に関するレファレンス事例のデータベース化を進めます。

本館・分館・公民館図書室のネットワーク体制を整備するとともに、学校を始め他の機関との連携を深め、利用しやすい図書館づくりを推進します。

#### ③博物館活動の充実

海浜水族館・青少年海の科学館においては、水族館の使命でもある、野生生物を始めとする自然環境の保護・種の保存活動の充実と技術の向上に努めます。

また、学校と連携し、子どもたちが生き物調査を行う機会を設け、環境や生き物の生息状況の変化に気づき、自然環境に関心をもつ子どもを増やすように努めます。

藤井達吉現代美術館においては、当地出身で日本近代工芸の先駆者のひとりであった藤井達吉の顕彰、子どもたちを始め幅広い世代へ向けた教育普及事業、まちづくりの拠点施設としての役割という柱のもと、美術に関わる情報を発信し、生活の豊かさや心のゆとりをもたらす美術館となるように努めます。



#### ④施設の整備

施設の劣化に対応し、利用しやすい施設環境の整備に努めます。

また、海浜水族館は、屋内展示（常設展示）の定期的な整備に努めるとともに、施設の劣化に伴う修理費の確保と、リニューアル計画を推進します。

## 碧南市教育大綱

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する  
総合的な施策の大綱

発行・編集 碧南市総務部経営企画課政策推進係

〒447-8601 碧南市松本町28番地

電 話 0566-41-3311 (代表)

FAX 0566-48-0077

E-mail [keieika@city.hekinan.lg.jp](mailto:keieika@city.hekinan.lg.jp)